

宿泊料金の判定の例

例2

補助金・助成金等（第三者からの支払）があった場合

A2

補助金・助成金等の宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払いがある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した額を宿泊料金とします。

補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合（食事や会議室利用料への補助や生活補助のようなもの）は、宿泊料金に含みません。

※ 自治体の実施する旅行支援などが該当します。

宿泊料金の判定の例

例2

補助金・助成金等（第三者からの支払）があった場合

A2

補助金・助成金等の宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払いがある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した額を宿泊料金とします。（※自治体を実施する旅行支援などが該当します。） ← 修正箇所

補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合（食事や会議室利用料への補助や生活補助のようなもの）は、宿泊料金に含みません。

← 修正箇所

帳簿等の記載・保存

日々徴収いただく宿泊税の金額を適正に把握していただくために、**帳簿の備え付け**と、その帳簿に記載された取引等に関して作成した**書類を保存**する必要があります。

また、電磁的記録（電子データの保存）をもって、帳簿書類の作成、備え付け及び保存に代えることができます。



帳簿の記載及び保存

記載事項

- ☞ 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額
- ☞ 上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用の帳簿等に代えていただいて構いません。

保存期間

- ☞ 申告納入期限の翌日から **5年間**

書類の作成及び保存

作成要件

- ☞ 宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているもの

保存期間

- ☞ 当該宿泊日の月末の翌日から **2年間**

手引き
第5章
P 19

帳簿等の記載・保存

日々徴収いただく宿泊税の金額を適正に把握していただくために、**帳簿の備え付け**と、その帳簿に記載された取引等に関して作成した**書類を保存**する必要があります。

また、電磁的記録（電子データの保存）をもって、帳簿書類の作成、備え付け及び保存に代えることができます。



帳簿の記載及び保存

記載事項

- ☞ 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額
- ☞ 上記の事項が網羅されたものであれば、**既存の宿泊台帳など日々作成される業務用の帳簿に代えていただいて構いません。**
- ☞ **また、複数の帳簿を突き合わせることでこれらの事項が確認できれば、ひとつの帳簿で作成する必要はありません。**

保存期間

- ☞ 申告納入期限の翌日から **5年間**

← 修正箇所

書類の作成及び保存

作成要件

- ☞ 宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているもの

保存期間

- ☞ 当該宿泊日の月末の翌日から **2年間**